

（交付請求者） 様

大阪市長

住民票の写し等の不正取得の疑義に関する疎明について（依頼）

あなたが本市に対して行った下記の住民票の写し等の請求について、下記「不正取得の疑義理由」のとおり不正なものであるとの疑義があるため、正当な請求であった旨を確認する必要があります。

つきましては、別記様式による書面により、○年○月○日までに、当該請求に関する疎明資料を添付の上、本市から取得した下記証明書について、不正取得でない旨の疎明を回答してください。

期限までに回答がない場合は、当該住民票の写し等の取得を不正な手段による請求であるおそれがあるものとして、被取得者に対してその旨を告知します。

また、不正取得である場合は、当該住民票の写し等について、速やかに本市へ返還されるよう要請します。

記

整理番号	請求年月日	証明書の種類又は請求種別	請求書番号 （※）	不正取得の疑義理由

（※）職務上請求書の場合に記入

（備考）

- ・各住民票の写し等の取得が不正でないことが疎明できる資料を添付してください。
- ・各疎明資料には整理番号を付してください。

回答書（疎明資料提出書）

年月日

大阪市長 様

住 所
氏 名
電話番号その他連絡先

年 月 日付け〔文書番号〕第 号で依頼のあった住民票の写し等の不正取得の疑義照会に関して、疎明資料を添付の上、下記のとおり回答します。

記

整理 番号	請求 年月日	証明書の種類 又は請求種別	請求書 番号（※）	請求書 の真贋	不正取得でない理由	疎明資料

（※）職務上請求書の場合に記入

（備考）

- ・ 添付する疎明資料には、資料の右上に対応する整理番号を付してください。
- ・ 回答書は任意の様式としていただいて差し支えありません。
- ・ 不正取得でない理由、疎明資料等について、質問する場合がありますので、電話番号、メールアドレス等の連絡先と希望する連絡手段を教えてください。
- ・ 期限までの回答が困難な場合又は回答書の記載方法に疑義がある場合は、提出先宛てに電話等でご連絡ください。

（交付請求者） 様

大阪市長

住民票の写し等の不正請求に関する被請求者への告知書の送付（通告）
及び住民票の写し等の返還について（要請）

年 月 日付け「回答書（疎明資料提出書）」により、あなたからなされた疎明の回答について、本市で確認したところ、当該住民票の写し等については、不正に取得されたものとして、被請求者に対してこの旨を告知することとしましたので、通告します。

また、不正に取得されたものと判断した当該住民票の写し等について、速やかに本市へ返還されるよう要請します。

（被取得者）様

大阪市長

住民票の写し等の不正取得に関する通知書

平素から大阪市政に対して御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

〔さて、この度、他府県の特定事務受任者による大規模な住民票の写し等の不正請求事件が発覚しました。当該特定事務受任者は警察に逮捕され、現在取り調べを受けているとのことですが、新聞報道では本市を含めた府内市町村でも請求を行っていたとのこと。 (※) 事案により表現を変えてください。〕

この件について調査しましたところ、本市も不正取得の被害を受けていたことが明らかになり、その中に、あなた様の〔住民票の写し・戸籍謄本等〕が含まれていました。

本市といたしましては、住民票の写し等の不正取得という事案は、住民の皆様の不安を招きかねないものと重く受け止めています。あなた様の個人情報や個人の権利利益の保護の観点から、行政機関の保有する個人情報の漏えい等の場合と同様、その事実に関する情報を別添のとおりお知らせいたします。

この通知に関するお問合せや、人権侵害をはじめとする人権に関するご相談は、以下の連絡先をお願いします。

<この通知に関するお問合せ先>

<人権に関するご相談の連絡先>

別記様式例第5（第7条第3項関係）

文書番号

年月日

（交付請求者）様

大阪市長

住民票の写し等の不正請求に関する被請求者への告知書の送付について（通告）

年 月 日付け〔文書番号〕第 号「住民票の写し等の不正取得の疑義に関する疎明について（依頼）」により、あなたからなされた住民票の写し等の交付請求が不正でない場合は、〇年〇月〇日までに疎明の回答をしていただくようお願いしていたところですが、期日までに回答がありませんでした。

つきましては、当該住民票の写し等については、不正に取得されたおそれがあるものとして、被請求者に対してこの旨を告知することとしましたので通告します。

（被取得者）様

大阪市長

住民票の写し等の不正取得に関する通知書

平素から大阪市政に対して御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

〔さて、この度、他府県の特定事務受任者による大規模な住民票の写し等の不正請求事件が発覚しました。当該特定事務受任者は警察に逮捕され、現在取り調べを受けているとのことですが、新聞報道では本市を含めた府内市町村でも請求を行っていたとのこと。 （※）事案により表現を変えてください。〕

この件について調査しましたところ、本市も不正取得の被害を受けていた可能性があり、その中に、あなた様の〔住民票の写し・戸籍謄本等〕が含まれている可能性があります。〔このため、本市では、住民票の写し等の取得者に対し、当該住民票の写し等の請求が正当な請求である旨の疎明資料の提出を求めましたが、〔提出期限を経過しても資料の提出がありませんでした。／提出された資料を確認した結果、正当な請求である旨の確認ができず、更に資料の提出を求めましたが、提出がありませんでした。〕 （※）事案により表現を変えてください。〕

本市といたしましては、住民票の写し等の不正取得という事案は、住民の皆様の不安を招きかねないものと重く受け止めています。あなた様の個人情報や個人の権利利益の保護の観点から、行政機関の保有する個人情報の漏えい等の場合と同様、その事実に関する情報を別添のとおりお知らせいたします。

この通知に関するお問合せや、人権侵害をはじめとする人権に関するご相談は、以下の連絡先をお願いします。

<この通知に関するお問合せ先>

<人権に関するご相談の連絡先>

